

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 221 実務対応報告第 41 号 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」 開示について

2020 年 1 月 28 日に、企業会計基準委員会（ASBJ）から実務対応報告第 41 号 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）が公表されました。

本実務対応報告は、会社法第 202 条の 2 に基づく、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引をする場合における会計処理及び開示を明らかにすることを目的としています。

今回は、本実務対応報告における開示について解説します。

■注記

本実務対応報告では、費用の認識や測定はストック・オプション会計基準の定めに基づきることとしていることから、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針における注記事項を基礎とし、ストック・オプションと事前交付型、事後交付型とのプロセスの違いを考慮し、年度の財務諸表において、次の事項を注記することを定めています。

- (1) 事前交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況（各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限り。）
- (2) 事後交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況（各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限り。ただし、権利確定後の未発行株式数を除く。）
- (3) 付与日における公正な評価単価の見積方法
- (4) 権利確定数の見積方法
- (5) 条件変更の状況

また、当該注記事項の具体的な内容や記載方法等については、ストック・オプション適用指針の定めに基づいて注記を行います。

■1 株当たり情報

事後交付型におけるすべての権利確定条件を達成した場合に株式が交付されることとなる契約は、企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」第 9 項の「潜在株式」として取り扱い、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定において、ストック・オプションと同様に取り扱います。

また、株式引受権の金額は 1 株当たり純資産の算定上、企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」第 35 項の期末の純資産額の算定にあたっては、貸借対照表の純資産の部の合計額から控除します。

<適用時期>

本実務対応報告は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号。）の施行日である 2021 年 3 月 1 日以後に生じた取引から適用します。

なお、その適用については、会計方針の変更には該当しません。